

第2号様式(第6条関係)

処分基準整理票

処分の内容	製造所等の緊急使用停止命令等		
根拠法令及び条項	消防法第12条の3		
処分基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) <input type="checkbox"/> 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	<b>【内容】</b> (※処分基準を公表する場合のみ記載すること。) (製造所等の緊急使用停止命令等) 第12条の3 市町村長等は、公共の安全の維持又は災害の発生の防止のため緊急の必要があると認めるときは、製造所、貯蔵所又は取扱所の所有者、管理者又は占有者に対し、当該製造所、貯蔵所若しくは取扱所の使用を一時停止すべきことを命じ、又はその使用を制限することができる。		
処分基準 設定年月日	平成27年2月1日	処分基準 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	消防局 予防課		
備考			

注 処分基準が法令に具体的に規定されているため処分基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを処分基準の内容欄に記載すること。